

学校環境衛生基準の施行について

(H21.4.1 施行)

県教育庁保健体育課

これまでガイドラインとして示されてきた「学校環境衛生の基準」(平成4年文部省体育局長裁定)が、内容の精査を経て、新たに法的根拠を明確化した基準として定められたものが、「**学校環境衛生基準**」(学校保健安全法第6条第1項)です

多少の加除はありますが、基本的な内容に変更はありません
校長は遅滞なく改善措置を講じることが規定されました
検査結果等の記録保存が義務化されました
検査に必要な施設・設備等の図面等の書類の保存が義務化されました
学校薬剤師との連携に努め、学校環境衛生基準に基づく学校環境衛生活動の実施について、学校全体での取り組みをお願いいたします

【本基準の目的】

子どもにとって、安全で快適な教育環境の確保

(学校は、環境からの影響を受けやすい発達段階の児童生徒等が1日の多くの時間を集団で過ごす場です)

1 本基準の主な概要

(1) 次の事項に係る基準

次の事項について検査項目を定め、項目ごとに基準・測定方法・検査回数を定めた。

- ① **教室の環境**(換気・温度・相対湿度・浮遊粉塵・気流・一酸化炭素・二酸化窒素・揮発性有機化合物(ホルムアルデヒド・トルエンほか)・ダニ又はダニアレルゲン・照度・まぶしさ・騒音レベル)
- ② **飲料水等の水質及び施設・設備**(各種水質検査・貯水槽の清掃点検その他)
- ③ **学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品**
- ④ **水泳プール**(遊離残留塩素・pH値・大腸菌・一般細菌・有機物等・濁度・総トリハロメタン・循環濾過装置の処理水・施設設備の衛生状態)
- ⑤ **日常における環境衛生**(給水栓水の遊離残留塩素濃度・外観・臭気・味、プール水の遊離残留塩素濃度 その他)

(2) 雑則

臨時に検査を行う場合について定めた(検査方法は定期検査に準じること)

定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は検査の日から5年間保存の義務化。また、毎授業日に行う点検の結果の記録、及びその記録を検査の日から3年間保存の努力義務化。

検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるよう保存の義務化。

2 主な留意事項

(1) 法の趣旨の徹底について

学校において、環境衛生検査について、学校保健計画の中の1項目として計画を策定し、これを実施しなければならないこと。(法第5条)

学校の設置者は、本基準に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。また、校長は、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なくその改善のために必要な措置を講じること。又は当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ること。(法第6条第2項及び第3項)

法の規程により、学校の環境衛生の適切な維持管理に努めるとともに、一層の充実を図ること。